

平成24年5月26日
於：ブライトホール

世田谷区基本構想審議会第1部会（第2回）

議 題

1. 基本構想の構成と自治基本条例との関係について
2. その他

《配付資料》

- 資料16 23区他の基本構想の構成要素一覧
- 資料17 23区他の基本構想の構成要素について
- 資料18 23区他の自治基本条例について
- 資料19 世田谷区の条例における「協働・連携」について
- 資料20 主な分野別行政計画
- 資料21 世田谷区の主なコミュニティ施策の経過
- 資料22 地方自治法改正（平成23年8月）と基本構想との関係
について
- 参考 世田谷区地域活性化に向けた指針

《次回以降予定》

- 第1部会（第3回）6月23日（土）午前10時
場所：世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール
- 第1部会（第4回）7月21日（土）午前10時
場所：世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

23区他の基本構想の構成要素一覧

基本構想の名称	文京区基本構想	中野区基本構想	練馬区基本構想	江東区基本構想	大田区基本構想	品川区基本構想
(議決日)	(平成22年6月議決)	(平成22年2月議決)	(平成21年12月議決)	(平成21年3月議決)	(平成20年10月議決)	(平成20年3月議決)
策定の背景	○(4頁)	○(2頁)	○(1頁)	○(1頁)	○(1頁)	○(1頁)
位置付け	○(2頁)	○(1頁)	○(0.1頁)	○(0.1頁)	○(0.1頁)	
将来の都市像・目指す姿(キャッチフレーズ)	○(1頁)	○(6頁)	○(1頁)	○(1頁)	○(1頁)	
基本理念	○(1頁)		○(1頁)	○(1頁)	○(1頁)	○(3頁)
施策	○(23頁)	○(7頁)	○(9頁)	○(7頁)	○(4頁)	○(5頁)
基本構想を実現する方策等	○(5頁)	○(2頁)	○(2頁)	○(2頁)	○(1頁)	○(3頁)
基本構想の対象期間	10年	10年	10年	20年	20年	
基本構想に基づく中長期計画	基本構想実施計画(3年)	新しい中野をつくる10か年計画(10年)	長期計画(5年)、中期実施計画(3年)	長期計画(10年)	大田区10か年基本計画(10年)	長期基本計画(10年)、総合実施計画(3年)

基本構想の名称	新宿区基本構想・新宿区総合計画	荒川区基本構想	世田谷区基本構想	昭島市総合基本計画(基本構想+基本計画)	武蔵野市総合計画 基本構想	横浜市基本構想
(議決日)	(平成19年12月議決)	(平成19年3月議決)	(平成6年9月議決)	(平成23年3月議決)	(平成19年6月議決)	(平成18年6月議決)
基本構想策定の背景	○(1頁)	○(1頁)	○(1頁)	○(4頁)		○(1頁)
基本構想の位置づけ		○(0.5頁)	○(0.5頁)			
将来の都市像・目指す姿(キャッチフレーズ)	○(1頁)			○(1頁)	○(2頁)	○(1頁)
基本理念	○(1頁)	○(0.5頁)	○(1頁)	○(3頁)	○(1頁)	
施策体系	○(3頁)	○(7頁)	○(2頁)	○(7頁)	○(9頁)	○(7頁)
基本構想を実現する方策等	○(2頁)	○(3頁)	○(1頁)	○(3頁)		○(2頁)
基本構想の対象期間	20年	20年		10年	10年	20年
基本構想に基づく中長期計画	総合計画(10年)、実行計画(4年)	基本計画(10年)、実施計画(3年)	基本計画(10年)、実施計画(3~4年)			中期計画(4年)

※ 策定期間が比較的新しい8区・3市(横浜市は政令指定都市の例として)の基本構想について掲載

23区他の基本構想の構成要素について

最近策定されている他自治体（8区・3市）の基本構想の構成要素は、概ね次のとおり。

策定の背景

区の歴史、現状、課題や将来予測などが記載される。

位置付け

基本構想の目的、役割、目標年次、他の行政計画との関係など。

将来の都市像・目指す姿

基本構想全体をイメージできるキャッチフレーズ

基本理念

基本構想全体で共通する価値観を3項目程度示している。
理念としての普遍的な表記・フレーズ

施策

分野別の主な施策の体系（細かな施策が記載されるケースもある。文京区は23頁にわたり基本構想において具体的な施策方針を記載）。

基本構想を実現する方策等

基本構想を具体化する計画の策定、進捗管理、財政基盤、区民参画・協働を進める仕組みなど。

【参考】

- ※ 新宿区・武雄市では基本構想と基本計画がセットで議決されている。
- ※ 武雄市の基本構想の構成は他自治体と類似しているが、市民に対して「絵」でも表現されている。
- ※ 中野区は、基本構想の策定に際し、従前の基本構想の一部改正（部分修正）で対応している。

◎ 最近策定された5区（文京区、練馬区、江東区、大田区、品川区）の基本構想の構成要素ごとの内容

※ 中野区は平成22年策定だが従前の基本構想の部分修正によるため、最近策定された5区の中には入れていない。

1 基本構想策定の背景

(1) 文京区

本区では、計画期間を10年程度とした「文の京」の明日を創る」と題した前基本構想を平成13年7月に策定しました。

以降、今日に至るまでこれに即した区政運営を行い、区民が真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまちの実現に努めてきました。

しかしながら、我が国を取り巻く社会経済状況は、急激な変化を遂げ、従来の右肩上がりの経済成長を前提とした社会経済システムに対して、大きな変革が迫られています。

また、世界同時不況を契機に、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されています。

本区においても、急速な少子高齢社会の到来や地域社会における人と人との絆の希薄化、地球温暖化などの課題が山積しています。また、行政サービスに対する区民ニーズも一層多様化しており、行政需要も増加の一途を辿っています。

一方、地方分権改革の進展に伴い、これまで以上に地域が抱える課題は地域で解決していくことが求められています。

このような厳しい状況下において、増大する行政課題に迅速かつきめ細かく対応していくためには、区が第一義的には責任を負うものの、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）、事業者など新たな公共注1)の担い手と力を合わせていく必要性が飛躍的に高まっています。

こうした点を踏まえ、これからの本区が新たな段階へとさらに発展していくために、前基本構想の理念を継承しつつ、「新たな基本構想」を策定することとしました。

この基本構想は、平成32年までのおおむね10年を対象に、新たな公共の担い手と区が手を携え、互いの責任と役割を果たしながら目指す「文京区のあるべき姿（将来像）」と、その実現に向けた「基本的取組」で構成されています。

また、基本計画を盛り込むことで、実効性を持つ実施計画に反映させることができる、わかりやすいものとなっていることが特徴です。

策定後、本区が職員や予算を投じて実施する個別具体の事業は、この基本構想に即して行うこととなります。

文京区の特徴

①位置・地勢

本区は、東京23区のほぼ中心に位置し、東は荒川区と台東区、南は千代田区、西は豊島区と新宿区、北は北区に接しています。区域は、東西約6.1km、南北約4.1km、面積11.31km²であり、23区中20番目の広さとなっています。

武蔵野台地の東端部に位置する本区は、北西部から南西部にかけて関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台といった台地が並立し、その間に音羽谷、小石川谷、指ヶ谷、根津谷といった幾筋もの谷が入り込み、20m前後の高低差を持つ起伏に富ん

だ地形をなしています。

交通網は、東京メトロ丸ノ内線・南北線・有楽町線・千代田線、都営地下鉄三田線・大江戸線の地下鉄6路線が乗り入れ、計20駅が設置されています。

また、道路網では白山通り、本郷通り、音羽通りなど南北方向に伸びる幹線道路が充実しています。

②歴史・文化

本区のまちとしての歴史は、天正18年(1590年)に徳川家康が江戸城に入り、城下の開発を進めたことに始まるといわれています。江戸時代には、大名屋敷や武家屋敷が置かれ、護国寺や根津神社などの由緒ある神社仏閣も建立されました。

また、江戸市街地の拡張に伴い、外堀の外側に寺社を移したことにより、区内には今も数多くの寺社が立地しています。

小石川後樂園(水戸藩徳川家上屋敷)や六義園(大和郡山藩柳沢家下屋敷)など、かつての大名屋敷の幾つかは、現在、広大な庭園として多くの人に親しまれており、寺社と相まって、都心部にありながら、緑豊かで落ち着いた雰囲気醸し出す良好な都市環境を区内外に印象づける貴重な源泉となっています。

明治に入ると、加賀藩前田家の上屋敷跡地に東京大学が開校されたことをきっかけに、多くの教育機関の立地が進むとともに、森鷗外、夏目漱石、樋口一葉、石川啄木など日本近代文学史上に名を連ねる文豪たちが居住地としていたことから、現在も文化の香り高い「文教のまち」として全国的にも高い知名度を誇っています。

③人口

平成22年1月1日現在、住民基本台帳による本区の人口は、189,286人となっています。文京区人口推計調査報告書によると、昭和45年から平成7年まで人口は一貫して減り続け、昭和45年の231,484人に比べ、平成7年には168,050人と27.4%(63,434人)減少しています。近年は、都心回帰が進んだことによって、人口は増加に転じ、平成7年から平成22年まででは12.6%(21,236人)増えています。

年齢3区分別人口は、平成22年1月1日現在、0～14歳が20,142人(比率10.7%)、15～64歳が131,594人(69.5%)、65歳以上が37,550人(19.8%)となっています。

0～14歳は、昭和45年から平成12年までは減り続けていたものの、平成17年から増加に転じています。また、65歳以上は一貫して増え続けており、平成22年では昭和45年の15,163人の2.4倍に増加しています。

将来人口は、今後のまちの規模や活力を表す指標の一つであり、まちづくりを進めるにあたっての基本的な与件をなすものです。本区が独自に実施した推計結果を鑑み、基本構想の目標年次である平成32年の将来人口については、20万人達成を目指します。

平成17年の国勢調査によると、昼間人口が336,229人であるのに対し、夜間人口は189,564人であり、夜間人口を100とした場合の昼間人口指数は177.4で東京23区中7番目となっています。このことから、多くの人が通勤・通学しており、オフィスや、大学などの教育機関の多いことがわかります。

また、平成22年1月1日現在の外国人登録人口は7,276人であり、平成11年の

5,305人と比べ、37.1%（1,971人）と大きく増加しています。

国籍別にみると、中国が2,687人（比率36.9%）で最も多く、以下、韓国及び朝鮮、アメリカ、フランス、フィリピンの順となっています。

④産業等

明治以降、神田川沿いや千川通り沿いを中心に、大手印刷会社や中小の印刷・製本関連事業所の立地が進んだ印刷・製本業、そして、大学の附属病院などが多く立地していることにより、本郷・湯島地区を中心に集積している医療関連産業などが、本区を代表する地場産業となっています。

これらに加え近年では、教育・学習支援をはじめとした都市型産業が増加しています。さらに、東京大学をはじめとする区内大学が有する知的財産を活用すべく、ベンチャー企業など、産学連携により産業界に新たな活力をもたらそうとする動きも出てきています。

一方、古い歴史を持つ本区では、江戸時代から受け継がれてきた染色、木工など合計30業種余りに上る優れた伝統的技術・技法が、今も職人たちの手により守られています。

また、区内には、昭和63年3月、日本初の全天候対応型の多目的スタジアムとしてオープンした東京ドームを中心に、隣接する遊園地・ホテルなどととも、全国的にも知名度の高いスポーツ・レジャーの一大拠点が形成されています。

その他にも、我が国が世界に誇る柔道の拠点である講道館、日本サッカー協会（JFAハウス）や併設されたサッカーの展示施設である日本サッカーミュージアムが立地することでも知られており、観光資源にもなっています。

※ 区の位置図や人口推移の図表の掲載があるがここでは掲載を省略した。

（2）練馬区

① 昭和52年の基本構想の策定とその後の区の取組

基本構想は、その地域における総合的・計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て定めるものです。特別区は、昭和49年の地方自治法改正により、市町村と同様に、基本構想を策定し、それに即した行政運営を行うことが義務付けられました。

練馬区は、昭和22年、板橋区から分離独立して23番目の特別区として誕生しました。一番新しい区ということもあり、戦後、人口が急増する中、他の特別区に比べて下水道や道路など都市基盤の整備が立ち遅れ、行政施設の水準も低く、いわゆる「練馬格差」と呼ばれる状況がありました。

こうした中で、区独立30周年に当たる昭和52年に、練馬区基本構想を策定しました。

以降、区は、区民やさまざまな団体と力を合わせ、都市基盤や行政施設の整備、各種区民サービスの充実などを進め、この間の取組により行政水準は大きく向上しました。

② 新たな基本構想策定の必要性

しかしながら、時代の経過に伴い、治安や災害に対する不安感の増大、少子高齢化、地球環境問題など、区政が対応を求められる課題が新たに生じています。また、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティについても、人と人とのつながりの希薄化などが指摘され、そのあり方が問われています。

そうした中で、わが国は世界同時不況により景気の急速な後退に陥り、区財政は困難な状況が続くものと予想されます。

このような厳しい状況にあって、増大する行政需要に対応していくためには、区だけでなく、区民や地域の団体、事業者などと役割分担しながら、効果的・効率的に公共サービスを提供していく、協働を柱とした区政経営を推進することが、これまでも増して強く求められています。

一方、特別区制度改革や地方分権の進展など、区政を取り巻く状況も大きく変化しています。現在、第二期地方分権改革や都区のあり方の検討など、地方自治や特別区にかかわる見直しが進められています。区は、区民に最も身近な「地方政府」としての責務を果たしていけるよう、力量を一層高めていかなければなりません。

練馬区は、70 万人以上の区民が暮らす、全国有数の人口規模をもつ大都市となりました。今後、区が大都市の力を発揮し、困難な局面を乗り越えつつ着実な発展を遂げ、区民の幸せを実現していくための区政運営の指針として、新たな基本構想を策定することとしました。

(3) 江東区

江戸初期以降、江東地区の埋め立てが始まり、その後、明治・大正・昭和・平成と、新たな「まち」が形成されてきました。その間、江東区は地盤が低く脆弱なことから幾度も水害に見舞われたり、昭和 20 年の東京大空襲、ごみ問題など多くの困難もありました。しかし、区民はそれらの困難を全力で克服してきました。

そうした中、区は平成 11 年 3 月策定の基本構想において、目指すべき将来像を「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」と定め、今日までこれを区政の基本的指針としてきました。

しかし、時代は大きく変わっています。世界的課題である地球温暖化対策には、国や東京都もそれぞれ取り組んでいます。基礎自治体である区の役割も極めて重要となっています。

江東区にはその他にも現在の日本社会、東京が抱える問題が顕在化しています。マンション建設に伴う人口急増、南部地域の新たなまちづくりなども、東京一極集中の側面と言えます。もちろん、高齢社会の一層の進展や、逼迫性が指摘される首都直下地震への対応、さらにこどもをめぐる教育、福祉の課題など、江東区を取り巻く課題は山積しています。

私たちは、こうした過去経験したことのない課題解決への取り組みを、新たな長期的視点に立った江東区をつくっていくための好機として、前向きにとらえる必要があります。このため、概ね今後 20 年を展望した新たな基本構想を策定し、江東区の更なる発展に向け歩んでいくこととしました。

(4) 大田区

大田区は、23 区の中で最大の面積を有し、全国的に見ても大規模な自治体です。

羽田空港という国際交流拠点をもつ一方、臨海部や多摩川などの水辺や自然にも恵まれています。また、職住近接の商業と住宅が隣接するまち、高度最先端のものづくりの技術を有するまち、馬込文士村等の歴史と文化のまちなど、たくさんの可能性と潜在的な力を持ったまちです。

大田区では、昭和 57 年に基本構想を策定し、既に 25 年が経過しました。その当時、大田区の人口は約 66 万人で現在とほぼ変わらないものの、14 歳までの幼・少年人口は約 13 万人と、現在に比べ 5 万人多く、65 歳以上の老年人口は約 6 万人と現在の半分でした。今後 20 年先の人口予測では、総人口はほぼ変わらないものの、幼・少年人口は 7 万 6 千人から 6 万 2 千人に減少し、老年人口は 13 万人から 15 万人（総人口に占める割合は 23%）に増加すると予測されており、少子・高齢社会が急速に進んでいくこととなります。

区内産業においては、昭和 58 年に 9 千を超えていた工場数も平成 17 年には約 4 千 8 百へと減少し、大田区のものづくりの特徴である産業ネットワークの維持や、高度な技術・技能の継承などに課題が生じてきています。また、大規模工場が集合住宅や商業施設へと変わり、まちの姿にも大きな変化が見られます。

まちづくりにおいては、田園調布せせらぎ公園や大森ふるさとの浜辺公園・海苔のふるさと館など、大田区の魅力を高める地域資源の充実が図られています。さらに平成 16 年度から始まった羽田空港の再拡張事業により、平成 22 年には 4 本目の滑走路が完成し、羽田空港の国際化が進みます。今後、空港跡地の活用も含め、空港周辺のまちづくりが本格化していきます。

大田区を取り巻く制度も変化しています。平成 12 年には都区制度改革が実施され、清掃事業など区民に身近な事務が、東京都から区に移管されました。近年では、道州制を含めた国の地方分権改革論議の高まりや、都区のあり方に関する検討など、地方自治制度の改革も新たな段階を迎えています。

このような社会状況を踏まえ、大田区のめざすべき姿を提示するため新たな基本構想を策定いたします。

(5) 品川区

現在の基本構想が策定されてから 20 年が経過し、区政を取り巻く社会経済環境は大きな変貌を遂げました。バブル経済の極大化と崩壊、その後の経済再生と東京への一極集中、そして人口減少社会の到来です。品川区の周辺でも、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業などのような特筆すべき環境の変化がありました。

そして、私たちの品川区の中も大きく変わりました。大井町・大崎駅周辺、臨海部などで新しいまちづくりが進みました。荏原地区では、目黒線の地下化によって 18 箇所の踏切が解消され、発展の礎が築かれました。新しいボランティアや企業の社会貢献活動も盛んになってきています。街なかでは、子どもたちの歓声を聞く機会は減りましたが、カルチャースクールやスポーツ大会などで元気に活躍される高齢の方々を多く見かけるようになりました。総合的なまちづくりの推進によって、新しい品川区民も増えてきています。

特別区の制度も変わりました。区民全体の長年にわたる運動の成果が実って、特別区はそれぞれ基礎自治体となり、東京都から移管された清掃事業などに区民の声を直接活かせるようになりました。

このような大きな変化の中にあっても、守るべきものがあります。受け継がれてきた古くからの伝統や下町の文化、地域に根ざした区民の活動と助け合いの心です。多くの人でにぎわう地域のお祭り、ご近所同士の朝の挨拶、元気に登下校する子どもたちとそ

れを見守るまちの人びとです。そして、高齢者や障害者が笑顔で暮らせる福祉のまちです。

私たちは、このような環境の変化と普遍の価値を踏まえて、将来のあるべき品川区を実現するために、区民と区との共同指針として、この新しい基本構想を策定します。

2 基本構想の位置付け

(1) 文京区

基本構想は、文京区における総合的かつ計画的な行政運営指針で、行政計画の最上位に位置付けられるものです。施策の優先順位や有機的な連関性を担保するため、基本構想のもとに各分野で行政計画を策定し、施策を遂行しています。

(2) 練馬区

基本構想は、区民と区が、区政のめざす姿を共有し、ともに手を携えて着実にこれからの練馬区を築いていくための指針となるものです。同時に、区の計画体系においては、最上位に位置する区政運営の基本的指針であり、施策について総合的に定める長期計画の根幹をなすものです。

基本構想の目標年次は、区民が実現可能性・実効性を実感できる構想とするため、練馬の未来を見通しつつ、概ね10年後の平成30年代初頭とします。

(3) 江東区

基本構想は区民、民間団体、都、国など、江東区にかかわるすべての人たちが協力してその実現に努めるべきまちづくりの目標であり、江東区において活動する際に尊重すべき指針としての役割を持っています。

(4) 大田区

基本構想は、20年後の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示すものです。

したがって、基本構想は、区民と区政の共通の目標であり、今後の区政運営の指針となるものです。

(5) 品川区

将来のあるべき品川区を実現するために、区民と区との共同指針として、この新しい基本構想を策定します。

3 将来の都市像・目指す姿（キャッチフレーズ）

(1) 文京区

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

(2) 練馬区

ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬

(3) 江東区

みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東

(4) 大田区

地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた

(5) 品川区

輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ

4 基本理念

(1) 文京区

① みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿（将来像）」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

② 「文の京」らしさのあふれるまち

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

③ だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

(2) 練馬区

① 区民主体、地域コミュニティ重視のまちづくり

区は、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティを重視します。区民は、地域に暮らす人とふれあい、地域の活動に参加するなどして、互いに信頼感をもってつながることによって、支えあい、心豊かに暮らすことができます。

こうした地域コミュニティをはぐくむのは、一人ひとりの区民です。区は、区民の自発性・主体性を尊重しながら、地域コミュニティづくりを支援していきます。

② 区民と区との協働のまちづくり

区は、区民の区政への参加・参画を一層促します。区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めます。

③ 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。

このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ的確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

(3) 江東区

① 次の世代が誇れる江東区をつくりま

先人たちが築き上げた、江東区の良き伝統を継承・発展させ、次の世代が誇るこ

とのできる江東区をつくります。

② **区民と区がともに責任を持って江東区をつくります**

区民はまちづくりの主役であり、区民と区はともに責任を持って江東区をつくり
ます。

③ **区民が生き生きと暮らせる江東区をつくります**

区民がお互いの人権を尊重し、区民一人一人が生き生きと暮らせる江東区をつ
くります。

(4) **大田区**

① **区民が自ら考え行動し、まちの未来を拓ひらきます**

区民が安定した暮らしを営み、個人として尊重されることを基本とし、区民とし
ての誇りと責任を持ち、自らが考え、行動することで、大田区の未来をつくり
ます。

② **安心と魅力をそなえた都市まちを次世代へと贈ります**

区民の生活拠点として誰もが安心して暮らせるまちとするとともに、活力あふれ
る経済活動、多彩な交流が生まれる豊かなまちをつくり、次の世代へとつなげてい
きます。

③ **人と人とのつながりが、優しいまちをつくります**

地域を構成する様々な人々が、思いやりの心でつながり、共に支えあう優しさが
広がるまちをつくります。

(5) **品川区**

① **暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる**

品川区は、古くから都心に隣接した工業のまちとして、また、これと密接に関連
した近隣型商業のまちとして発展してきました。さらに住宅地としても、その高い
利便性ゆえに、多くの人々の住まうところとなりました。近年では、羽田空港の国際
化や新幹線の品川駅開業のほかにも、臨海高速鉄道の開通、目黒線と南北線・三田
線の相互乗り入れ、武蔵小山駅への急行停車、品川・大崎地区を中心とする住宅と
オフィスの建設が行われ、いまや品川区は東京の表玄関であると同時に、東京の繁
栄を担う人びとが活躍する都市へと発展しました。

その一方、まちの随所でいまなお下町の風情が見られるように、生活者の都市と
して34万人を超える区民それぞれの暮らしが息づいています。そして、昼間人口
は50万人に達し、様々な人びとが働き、学び、憩うまちでもあります。こうした
人びとの日々の営みによって、今日の国際都市東京の繁栄がもたらされてきました。
しかも、品川区の昼夜間人口は、当分の間増加することが予測されており、東京に
おける品川区の地位は、今後さらに重みを増すものと思われま

す。これからの品川区は生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を
備えており、区はその力を十分に発揮させることで、暮らしやすさと繁栄のための
政策を推進します。

② **伝統と文化を育み活かす品川区をつくる**

伝統と文化は、いつの時代も人の心に安らぎと潤い、希望と勇気を与えてしまし
た。そして、まちにはにぎわいと繁栄をもたらしてきました。私たちがこうした伝
統と文化を享受できるのは、それを先人が大切に受け継ぎ、日々の生活の中で育ん

できた歴史の蓄積があったからにはほかなりません。

特に、品川区は古い歴史をもつまちであり、「荏原」の地名は万葉集の中に見ることができます。「大井」も延喜式に見られる由緒ある地名です。江戸の昔から受け継がれてきた伝統的なお祭りがいまでも生活の中に生き、大勢の人でにぎわっています。また、古来交易の拠点として栄え、「江戸切子」などの伝統工芸もいまに活かされています。大森貝塚は、日本考古学発祥の地として、その名を全国に知られています。

一方、新しい伝統と文化の息吹も伝わってきます。商店街通りや駅前では新しい趣向を凝らしたイベントが盛大に開催されています。また、高齢の方などによる安全を重視した新しいスタイルのスポーツの大会が開催され、スポーツ文化の新たな始まりを実感させてくれます。若い人たちの文化活動も盛んになってきました。

私たちのまちには全国に誇れるものが多くありますが、もっとも誇るべきは、今日の品川区に世代を継いで伝統と文化を伝えた先人の努力ではないでしょうか。そして、それをさらに発展させる創意と次代を担う子どもたちへの教育ではないでしょうか。

品川区は、由緒ある伝統と文化を育む活動を支援するとともに、さらに発展させるための環境を整備し、新しい文化とともに次の世代に引き継いでいきたいと考えています。

③ 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

まちが「私たちのまち」であるためには、そこに住み、働き、学び、憩う人びとの自発的で自主的な連携・協力が欠かせません。地震の際の初期救助活動などのような緊急時の対応はもとより、きめ細やかな地域福祉の展開などのような日常生活に直結する分野においても、人びとのきずなは、なくてはならないものです。しかし現実には、多くの都市部ではコミュニティの衰退や崩壊が指摘されています。

品川区でも、一部ではそのような現象が見られるようになってきましたが、多くの品川区民は、自発的で自主的な活動を力強く展開しています。代表的な例として、地域に根ざした町会・自治会の幅広い日常活動が挙げられます。また近年は、企業やNPOによる地域を越えた社会貢献活動も広く行われるようになってきました。さらに、大小様々なボランティア活動が区内全域で展開され、区の世論調査では、多くの区民がボランティア活動に参加したいとしています。

品川区が「私たちのまち」であるためには、こうした品川区の財産ともいえるべき自発的で自主的な活動を活かして、区民と区との協働によるまちづくりを進め、さらに品川で働く人たちや学生なども迎えて、その輪を広げることが大切です。

このような観点から、社会参加意識の継続的な発展をめざして、協働による「私たちのまち」品川区をつくります。

5 施策体系

(1) 文京区

分野別施策方針（4項目）について、23頁で記載

(2) 練馬区

練馬未来プロジェクト（3項目）と分野別施策方針（4項目）を9頁で記載

(3) 江東区

分野別施策方針（5項目）について、7頁で記載

(4) 大田区

分野別施策方針（3項目）について、4頁で記載

(5) 品川区

分野別施策方針（5項目）について、5頁で記載

6 基本構想を実現する方策等

(1) 文京区

①区民サービスの向上、②開かれた区役所、③区の公共施設、④行財政運営、⑤基本構想の進行管理

(2) 練馬区

①長期計画の策定と進捗状況の公表、②区民参加・参画と協働を進める仕組みづくり、③地域コミュニティの活性化、④実施体制の整備

(3) 江東区

①区民の参画・協働と開かれた区政の実現、②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営、③自律的な区政基盤の確立

(4) 大田区

①基本計画の策定、②地方分権改革への取組み

(5) 品川区

①ゆるぎない財政基盤確立、②区民にとって身近な行政の推進、③信頼される職員の育成、④長期基本計画と総合実施計画による基本構想の推進

23区他の自治基本条例について

1 自治基本条例とは？

自治基本条例は、法律上制定が義務付けられているものではなく、各自治体の判断で住民自治に基づく自治体運営について全分野に横断的に基本原則を定めた条例の総称。「自治基本条例」のほか、「まちづくり基本条例」「自治の推進に関する条例」という名称のものもある。

2 自治基本条例の類型

自治基本条例は、内容により、概ね3つに類型分けできる。

① 総合条例タイプ (新宿区・文京区・杉並区(※)・豊島区・足立区)	自治の理念、行政・市民・議会の責務、行政運営への住民参画の制度など幅広く盛り込んだ条例
② 理念条例タイプ (箕面市・志木市)	まちづくり・行政運営の理念を示すことに重点を置いた条例
③ 住民参加条例タイプ (墨田区)	市民の行政運営への参画制度・手続に重点を置いた条例

※ 杉並区は、総合条例タイプの「自治基本条例」に加えて「区民等の意見提出手続に関する条例」を策定している。

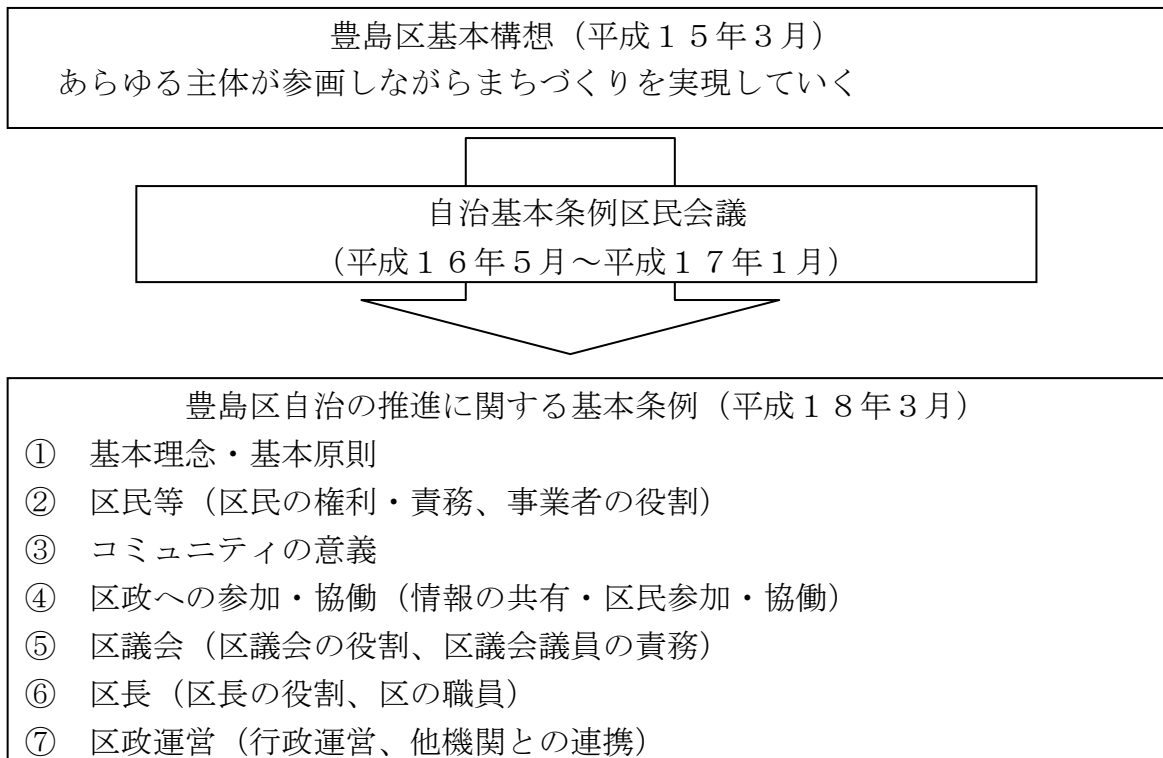
3 他の条例・基本構想との関係

	総合条例タイプ	理念条例タイプ	住民参加条例タイプ
個別条例との関係	個別条例の上位の条例として位置付けている。	明記されていない	個別条例との関係は明記されていないが、行政の行う住民参加手続全般に適用される。
基本構想との関係	明記されていない ※ 豊島区は、自治基本条例の理念に基づき基本構想を策定している。	明記されていない	

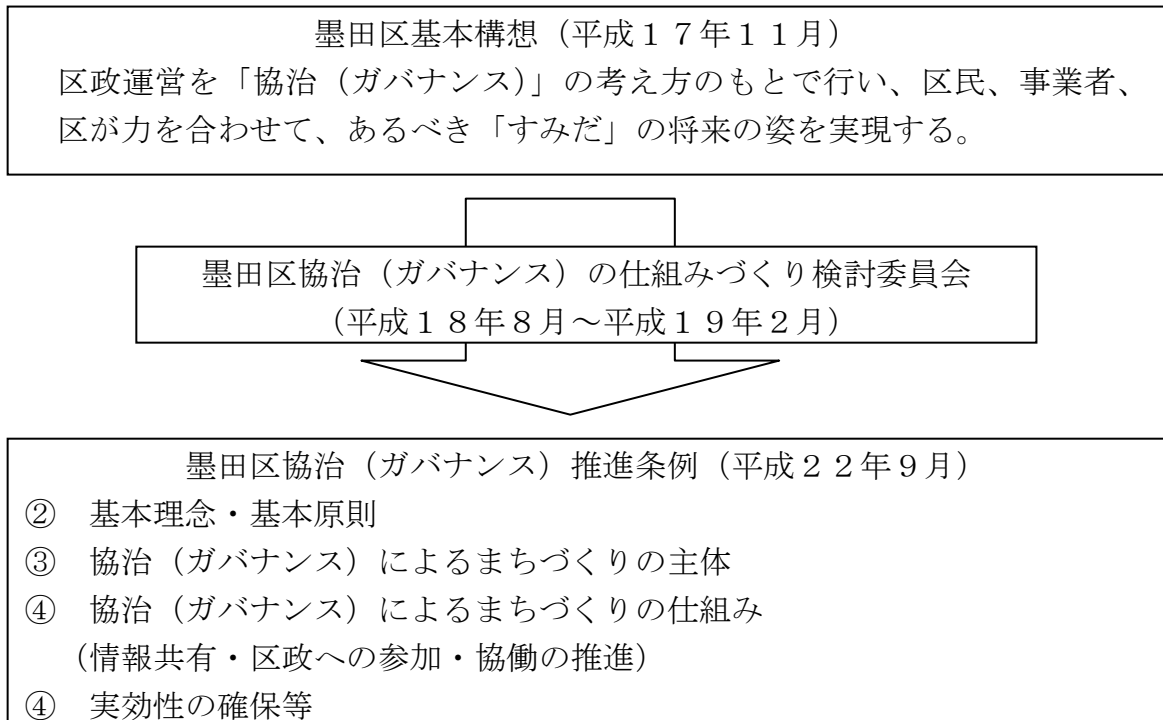
4 自治基本条例の成り立ち

23区では6区で自治基本条例が制定されている。

(1) 豊島区（総合条例タイプ）



(2) 墨田区（住民参加条例タイプ）



豊島区自治の推進に関する基本条例

○豊島区自治の推進に関する基本条例

平成18年3月29日
条例第1号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 区民等(第7条—第9条)
- 第3章 コミュニティ(第10条—第13条)
- 第4章 区政への参加、協働
 - 第1節 情報の共有等(第14条—第19条)
 - 第2節 区民参加(第20条—第24条)
 - 第3節 協働(第25条—第27条)
- 第5章 区議会
 - 第1節 区議会の意義及び役割(第28条—第31条)
 - 第2節 議員の責務(第32条・第33条)
- 第6章 区長
 - 第1節 区長の意義及び役割(第34条—第37条)
 - 第2節 区の職員(第38条・第39条)
- 第7章 区政運営
 - 第1節 行政運営(第40条—第44条)
 - 第2節 他機関等との連携(第45条—第47条)

附則

私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。

私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。

今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。

身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。

また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。

そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。

ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。
- (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (5) 区 区議会及び区長等をいう。

(基本理念)

第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。
- (2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。

(基本原則)

第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。

- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。

(最高規範性)

第5条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。
- 3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

(自治推進委員会の設置)

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

- 2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。
- 3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に条例で定める。

第2章 区民等

(区民の権利)

第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 区政に参加する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利
- 2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

(区民の責務)

第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
- (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。
- (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。

(事業者等の役割)

第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。

- 2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

(コミュニティの意義)

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。

- 2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

(コミュニティを基盤とする活動の原則)

第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

- (1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。
- (2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。
- (3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

(区の役割)

第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

- 2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案等)

第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

- 2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。
- 3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有等

(区政情報を知る権利)

第14条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

(区政情報の公開及び提供)

第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。

- 2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。

豊島区自治の推進に関する基本条例

(説明責任)

第16条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。

(応答責任)

第17条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。

(審議会等の公開)

第18条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第19条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。

第2節 区民参加

(区政への区民参加)

第20条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

(区民参加の保障)

第21条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。

2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。

(審議会等の委員の公募)

第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(パブリックコメント)

第23条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。

2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

第3節 協働

(協働の推進)

第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意図及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

(協働事業)

第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

(地域における協議会)

第27条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

第5章 区議会

第1節 区議会の意義及び役割

(区議会の設置)

第28条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

(区民の信託と区議会の権限)

第29条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。

(区議会の役割)

第30条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。

3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。

(議会運営)

第31条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。

- 2 区議会は、区民と政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

第2節 議員の責務

(行動の指針)

- 第32条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

(議論の活発化及び能力の向上)

- 第33条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

第6章 区長

第1節 区長の意義及び役割

(区長の設置)

- 第34条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

(区民の信託と区長の権限)

- 第35条 区長は、区民の信託を受け、区を統轄し、これを代表する。

- 2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。

(区長の役割)

- 第36条 区長は、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支えるために区民自らが学習するための機会及び場所の提供等の支援に努めなければならない。

- 2 区長は、区民の意思を反映した行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。

- 3 区長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(組織及び職員の管理)

- 第37条 区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。

- 2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。

第2節 区の職員

(区の職員の責務)

- 第38条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。

- 2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

(公益通報等)

- 第39条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。

- 2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 区政運営

第1節 行政運営

(基本構想及び計画行政)

- 第40条 区長は、この条例の理念にのっとり、地域の将来展望を示す基本構想及びこれを具体化するための基本計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければならない。

- 2 区長は、社会経済状況を踏まえ、重点的に展開すべき施策等を明らかにするとともに、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければならない。

- 3 区長は、政策の立案に当たって地域の課題等を区民と共有するとともに、区民との協働による政策の立案及び実施に努めなければならない。

(行政手続)

- 第41条 区長等は、行政手続に関して共通する事項を別に条例で定め、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、区民の権利・利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

- 第42条 区長等は、基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政・財務)

- 第43条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない。

- 2 区長は、予算及び決算結果について、区民に分かりやすく説明するとともに、区の財政状況及び財務諸表を公表し、区長の財政方針を明らかにしなければならない。

- 3 区長は、区が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければならない。

(危機管理)

- 第44条 区長等は、区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。
- 2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。
 - 3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

第2節 他機関等との連携

(国及び都との関係)

- 第45条 区は、区民に最も身近な自治体として、国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を図り、対等な政府間関係の確立を目指すものとする。

(他の自治体等との連携)

- 第46条 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、地方自治を確立するための法制度の構築に取り組み、自治の拡充を図るものとする。
- 2 区は、他の自治体、国及び関係機関と連携し、共通する行政課題の解決に取り組むことに努めるものとする。

(国際的な連携)

- 第47条 区は、在住外国人、国際交流又は国際貢献を目的とする活動団体、他国の自治体等と連携し、平和、人権、社会、経済、文化、教育、環境等の諸課題について、地域からの視点と全地球的な視野で解決に取り組むものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○志木市市政運営基本条例

平成13年10月1日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進することを基本理念とする。

(まちづくり活動の支援)

第3条 市は、基本理念に基づき、市民主体のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、市民によるまちづくり活動を支援するものとする。

(情報の共有)

第4条 市は、市民が参画する市政を推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度を踏まえ、市政に関する情報を分かりやすく提供し、市民との情報の共有化に努めるものとする。

(市民参画)

第5条 市は、市政運営に市民の意見を積極的に反映するよう、市民の市政への参画のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

墨田区協治（ガバナンス）推進条例

〔平成22年9月30日〕
〔条例第29号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体

第1節 区民等の役割（第5条－第8条）

第2節 区の役割（第9条－第14条）

第4章 協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政の仕組み

第1節 情報の共有（第15条－第21条）

第2節 区政への参加（第22条－第27条）

第3節 協働の推進（第28条・第29条）

第5章 実効性の確保等（第30条・第31条）

第6章 委任（第32条）

付則

私たちが暮らすまち「すみだ」は、東京の母なる川、隅田川の悠久の流れに沿って、歴史ある江戸の伝統文化を継承し、これまで発展してきました。そして、人と人とのふれあいを育む下町情緒と心意気が、互いに支え合う地域のつながりに受け継がれる中、やさしさやおもいやりの心を大切にしたまちづくりが今、新たな広がりを見せています。

私たちは、先人が築き、守り、育んできた文化や産業をさらに発展させ、夢や誇りを持つことができる「すみだ」を次世代の子どもたちに引き継ぎます。

そのためには、私たち区民一人ひとりが、ともに考え、ともに行動する実践を通して、協治（ガバナンス）によるまちづくりを進める必要があります。このような考えのもと、地域の課題解決に向けて、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体が、それぞれの役割と責任を果たすことにより、だれもが安心して快適に暮らすこと

ができる、魅力や活力あふれる地域社会の実現に努めます。

ここに、墨田区における協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進するために、私たちの共通の規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、墨田区における協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民等及び区のそれぞれの役割並びに協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政の仕組み等を定めることにより、もって区民福祉を増進させ、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 協治（ガバナンス） 区民等及び区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決していく社会のあり方をいいます。
- (2) 区民等 住民（区内に住所を有する者をいいます。）若しくは区内で働き、学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいいます。
- (3) 事業者 区民等のうち区内において事業活動を行う者をいいます。
- (4) コミュニティ 区民等のうち区内のそれぞれの地域においてその地域を基盤とする、又は目的を共有する組織又は団体をいいます。
- (5) 区 区議会及び区長等をいいます。
- (6) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいいます。
- (7) 区政への参加 区の政策等の企画立案、実施及び評価の各過程（以下「政策過程」といいます。）に、区民等が自ら主体的にかかわることをいいます。
- (8) 協働 地域の課題解決に向けて、共通の目的を持ち、互いに対等な立場で協力し合うことをいいます。

第2章 協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本理念及び基本原則

（基本理念）

第3条 協治（ガバナンス）によるまちづくりは、区民等及び区がともにまちづくりを担う主体であることを基本として、行われるものとします。

（基本原則）

第4条 区民等及び区は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報の共有の原則 まちづくりに関する情報が、区民等及び区の共有のものであることを認識した上で、まちづくりに関する情報を共有するものとします。
- (2) 参加の原則 区民等は、自主的かつ主体的にまちづくりに参加するものとします。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体の協働を基本として、まちづくりを行うものとします。

第3章 協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体

第1節 区民等の役割

（区民等の権利）

第5条 区民等は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、次に掲げる権利を持ちます。

- (1) 区政に関する情報（以下「区政情報」といいます。）を知る権利
- (2) 区の政策過程に参加し、意見を表明し、及び提案する権利
- (3) 自ら主体的にまちづくりを行う権利

（区民等の役割）

第6条 区民等は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、互いのコミュニケーションを大切にし、まちづくりに関する情報を共有する役割を持ちます。

- 2 区民等は、第1条の目的を達成するため、自主的かつ主体的に参加するまちづくりにおいて、互いに協力する役割を持ちます。
- 3 区民等は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、他人の意見と行動を尊重する役割を持ちます。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、まちづくりに参加する上で、他の区民等及び区と互いに連携し、及び協力し、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を果たすよう努めるものとします。

（コミュニティの役割・尊重）

第8条 コミュニティは、区民等の自主的な参加を通じて、互いに協力して、地域の課題解決に努めるものとします。

2 区民等及び区は、コミュニティによる自主的かつ自立的なまちづくりを尊重し、守り育てるものとします。

第2節 区の役割

（区の役割）

第9条 区は、協治（ガバナンス）によるまちづくりを担う主体として、第1条の目的を達成するため、自主的かつ自立した区政運営を行うとともに、区民等と協力しながら、積極的に協治（ガバナンス）によるまちづくりを推進します。

（区議会の権限と責務）

第10条 区議会は、区政の重要事項に関する意思決定、政策立案、執行機関の監視等の権限を持ちます。

2 区議会は、前項の権限を行使するに当たって、区民等の意見、提案等（以下「意見等」といいます。）を適切に反映し十分に議論を行うとともに、区民等と議会活動に関する情報の共有を図り、開かれた議会運営を行います。

（区議会議員の責務）

第11条 区議会議員は、区民等の意見等又は地域の課題を的確に把握するとともに、自らの活動に関する情報の発信を積極的に行うものとします。

（区長等の責務）

第12条 区長等は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に区政を運営し、及び事務を執行します。

（区長の責務）

第13条 区長は、協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政の仕組みの構築を積極的に行うとともに、区組織の横断的な連携及び区職員の育成を促進す

ること等により、その環境整備に努めるものとします。

(区職員の責務)

第14条 区職員は、誠実、公正かつ創意を持って職務を遂行し、区民等の信頼を得るよう努めるものとします。

2 区職員は、区民等との連携促進等に関する必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むとともに、区民等の意見等を十分に把握し、説明責任を果たすものとします。

第4章 協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政の仕組み

第1節 情報の共有

(情報の共有)

第15条 区は、区民等の知る権利を保障し、区政情報について適切な公開及び提供を行うことにより、情報の共有を推進します。

2 区は、区民同士が地域の課題解決に向けてまちづくりに関する情報を互いに共有することができるよう努めるものとします。

(説明責任)

第16条 区は、政策過程において、その必要性、妥当性、内容、効果、手続等を区民等に分かりやすく説明する責任を有します。

(応答責任)

第17条 区は、区民等から寄せられた区政に関する意見等について、十分に検討し、公正かつ適切に応えるとともに、区政に活用する責任を有します。

(情報提供の総合的な推進)

第18条 区は、広報広聴の充実を図ることにより、区民等の必要とする情報の把握に努めるとともに、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）の定めるところにより、区政情報の提供の総合的な推進を図るものとします。

2 区は、情報の提供に当たっては、文書、インターネット等複数の手段を活用し、区民等が入手しやすく、かつ、分かりやすい方法で行うものとします。

(審議会等の公開)

第19条 区は、審議会、協議会等（以下「審議会等」といいます。）の会議について、別に定めるところにより公開することが適切でない場合を除き、原則として公

開します。

(請求に基づく情報公開)

第20条 区は、区政情報について公開の請求を受けたときは、墨田区情報公開条例の定めるところにより、適切かつ迅速に公開します。

(個人情報の保護)

第21条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の定めるところにより、必要な措置を講じます。

第2節 区政への参加

(区政への参加)

第22条 区は、区民等が区政に参加する機会を積極的に保障します。

2 区は、区政への参加について多様な制度を整備し、区民等が容易に区政に参加することができるよう十分配慮するものとします。

(参加の対象)

第23条 区は、次に掲げる区政運営の重要な事案（以下「重要事案」といいます。）については、区政への参加の機会を区民等に保障するものとします。

- (1) 墨田区基本構想及び墨田区基本計画をはじめとする区政の各分野における施策の基本的な方針その他基本的な計画等の策定及び変更
- (2) 区民等の生活に関連の深い計画等の策定及び変更並びに事業の推進
- (3) 区民等に義務を課し、又は権利を制限する内容の条例の制定又は改廃
- (4) 広く区民等の理解又は協力を必要とする施策又は事業の推進

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、区政への参加の対象外とすることができます。

- (1) 法令の定めによるもの
- (2) 地方税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するものに係る案の策定に関するもの
- (3) 緊急を要するもの
- (4) 内容の軽微なもの

(参加の方法)

第24条 区は、区政への参加の機会を区民等に保障するため、その目的に応じ、パブリック・コメント手続、審議会等その他適切な方法を用いるものとします。

2 区は、幅広い区民等からの意見等が求められ、また、区民等による主体的な取組が求められる対象については、区民同士が地域の課題解決に向けて合意形成を図ることができるような参加の方法を選択し、及び工夫するよう努めるものとします。

(パブリック・コメント手続)

第25条 区は、重要事案については、意思決定を行う前に、あらかじめその案を提示し、区民等からの意見等を広く求め、その意見等を反映する機会を確保するため、別に定めるところにより、パブリック・コメント手続を実施します。

(審議会等の委員の公募)

第26条 区は、審議会等には、その機関の設置の目的に応じて、年齢、性別等の構成に配慮した公募の委員を加えるよう努めるものとします。

(意見等の取扱い)

第27条 区は、区民等の参加により示された意見等を踏まえ、区政に適切に反映するよう努めるものとします。

2 区は、区民等から示された意見等及び意見等に対する区の考え方を適切な方法により適切な時期に公表します。

第3節 協働の推進

(協働の推進)

第28条 区は、区民等と協働を進めるに当たっては、互いの役割分担について十分な協議を行うものとします。

(協働の環境整備)

第29条 区は、区民等が協働の意義及び目的を共有し、ともに活動することができるよう支援するための総合的な施策を行うものとします。

2 区は、人材の育成、情報の収集及び提供、活動の機会又は場所の提供、区民等やコミュニティ相互の連携促進、活動に必要な資金助成その他の施策により、必要に応じて、区民等及びコミュニティによるまちづくりを支援します。

第5章 実効性の確保等

(条例の普及及び啓発)

第30条 区は、区民等が協治（ガバナンス）によるまちづくりを積極的に行うことができるよう、この条例の普及及び啓発に努めます。

(条例の見直し)

第31条 区は、この条例の施行状況を検証し、その改善に努めるとともに、必要に応じて見直しを行います。

第6章 委任

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行します。

世田谷区の条例における「協働・連携」について

基本構想審議会第1部会(第2回)
資料19

- ① 区では施策の推進にあたり、個別条例の中で、協働の理念、区民参加、計画や施策評価への区民意見反映などの手続が定められている。
- ② 基本的には区と区民・事業者の協働の基本姿勢が規定されている。
 - i 附属機関を置く場合は、特に専門性の高いものを除き、区民の参加を必須としている。
 - ii 計画等策定への反映では、区民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるとされている。
 - iii 施策評価への反映では、規定がない条例(災害対策、清掃・リサイクル)もある一方、条例改正時に追加している条例(街づくり)もある。

【参考】「世田谷区地域活性化に向けた指針(平成22年4月)」 公共サービスを支える活動主体と行政の取組み

- i 行政における計画や施策の検討状況、評価・検証等に関する各種情報のほか、地域課題についても区民・活動団体・行政で積極的に共有
- ii 協働事業に対する理解を深め、積極的な提案や参加等により、事業実現のため更なる協働を図る
- iii 区民の意見を反映する仕組み(パブリックコメント等)、計画策定・事業実施段階や行政評価等への区民参加等により区政への区民参加を進める

主な個別条例一覧(基本姿勢、計画への区民参加、地域支援など)

条例名称	制定時期	基本姿勢	附属機関への参加	計画等策定への意見反映	施策評価への意見反映	地域への支援・地域との協働
世田谷区災害対策条例	H18. 3 制定	区長、区民及び事業者は、それぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として災害対策に取り組むものとする。		都市復興計画、市街地復興事業(区民及び事業者の意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずる)		防災活動団体への支援、たすけあいネットワークの育成、帰宅困難者対策、避難所の運営 ほか
世田谷区子ども条例	H13. 1 2制定	区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。子どもが参加する会議をつくるなどしている。いろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めています		推進計画(区民の意見が生かされるよう努める)	施策の評価(区民の意見が生かされるよう努める)	地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めています

条例名称	制定時期	基本姿勢	附属機関への参加	計画等策定への意見反映	施策評価への意見反映	地域への支援・地域との協働
世田谷区環境基本条例	H6. 9 制定	区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない	環境審議会(区民)	環境基本計画(審議会の意見)、環境行動指針(区民・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	施策の評価(区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずる
世田谷区清掃・リサイクル条例	H11. 1 2制定	廃棄物の減量及び適正な処理は、すべての当事者がそれぞれの責務を果たしてこそ効果的に実現することができるものであることにかんがみ、区、事業者及び区民が協働して取り組むものとする。	清掃・リサイクル審議会(区民・事業者)	再利用に関する計画、一般廃棄物処理計画(区民及び事業者の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講ずる)		資源再利用活動団体に対し、必要な助言又は要請及び支援を行うことができる
世田谷区街づくり条例	S57. 6 制定	基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に当たっては、区民等及び事業者の理解と協力を得るよう適切な措置をとるとともに、区民等の意見を十分に反映するよう努めなければならない		都市整備方針、分野別整備方針(区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)、地区街づくり計画、地区計画(公告、縦覧)、地区街づくり事業(意見聴取、説明会の開催その他の必要な措置を講ずる)	施策の評価(区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	地区街づくり計画の原案の提案、地区計画等の原案の申出、街づくり活動団体との区民街づくり協定、地区街づくり協議会・街づくり支援団体等への支援
世田谷区風景づくり条例	H11. 3 制定	基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない	風景づくり委員会(区民)	風景づくり計画、風景づくり基準(区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	施策の評価(区民等及び区による評価)	区民等及び区が協働して風景づくりを推進するため意見交換・学習の機会を設ける、風景づくり活動団体の支援

条例名称	制定時期	基本姿勢	附属機関への参加	計画等策定への意見反映	施策評価への意見反映	地域への支援・地域との協働
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例	H19. 3 制定	区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進する	ユニバーサルデザイン環境整備審議会(区民)	推進計画(審議会、区民・事業者・関係団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)、ユニバーサルデザイン環境整備推進地区(審議会)	施策の評価(審議会、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)、ユニバーサルアドバイザーの設置	
世田谷区みどりの基本条例	H17. 3 制定	みどりは、すべての人のかけがえのない財産であり、区、区民及び事業者の総意により、その保全及び創出を図らなければならない。施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者(以下「区民等」という。)の理解及び協力を得るよう適切な措置をとるとともに、区民等の意見を十分に反映するよう努めなければならない		基本計画(区民・事業者の意見を十分に反映するよう努めなければならない)		区民等に対し、財政的支援その他必要な支援を行うことができる
世田谷区地域保健福祉推進条例	H8. 3 制定	援助を必要とするすべての区民が、適切な保健福祉サービス、介護保険サービス及び障害福祉等サービスを受けることができるまちづくりの推進及び区民の主体的な参加によって支えていくしくみの充実	地域保健福祉審議会(区民)	推進計画、行動指針(審議会、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置)	施策の評価(審議会、区民及び事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置)、保健福祉サービス苦情審査会、保健福祉サービス向上委員会	区民が区又は事業者等と連帯して人材、資産その他の資源を活用し、次に掲げる事業を推進するための組織に援助等必要な措置、協力協定の締結
世田谷区健康づくり推進条例	H18. 3 制定	区、区民、地域団体及び事業者は、協働による健康づくりの推進に関し、それぞれの意思及び主体的な取組を尊重し、責任及び成果を分かち合う	健康づくり推進委員会(区民) ※ 健康づくり推進委員会は附属機関ではない。	行動指針(健康づくり推進委員会)、健康づくり計画(健康づくり推進委員会、区民・地域団体・事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	施策の評価(区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる)	区民、地域団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため意見交換・学習の機会を設ける、地域団体及び事業者に対し、健康づくりに関して、活動の場の提供、技術的支援、財政的支援その他の必要な支援

世田谷区の主なコミュニティ施策の経過

【1970年代】：活動の場の整備を進めた。以後2000年前後に、身近なエリアに完成した。イベントにより、活動への参加を広く呼びかけた。

【1980年代】：地域や地区への住民参加の活動の機会やそのための支援を進めた。

【1990年代】：地域行政制度をスタートさせ、5地域27地区の体制により、きめ細かなサービスと参加を進めた。

【2000年代～】：民間資源を活用した場の確保や、地区や学校での福祉や環境などの活動が広がった。

年代	活動の「場」の整備	活動の「機会」の提供、「資金」・「人材」の支援など	推進のルール、支援の組織
1970年代	区民センター、地区会館、区民集会所等の整備 老人休養ホーム「ふじみ荘」開設 全小・中学校の校庭開放開始 敬老会館開設（野沢） 老人会館（老人大学）開設 出張所区民フロア開設 池之上青少年会館開設 プレーパーク設置（羽根木公園等）	区民の「環境委員」制度発足 たまがわ花火大会開始 青年の祭典開始 梅まつり開始 ふるさと区民まつり開始 老人文化祭開始 ボランティア保険加入金援助 防災地域活動推進協議会発足	烏山寺町環境協定成立 災害時民間協力協定締結
1980年代	区民センター、地区会館、区民集会所等の整備 世田谷市民大学開設	まちづくり推進会議発足 まちづくり交流会・まちづくり懇談会発足 地区まちづくり協議会発足（太子堂、北沢） 世田谷ボランティアセンター開設 身近なまちづくり推進員制度開始 街づくり専門家派遣制度開始 建築協定づくりコンサルタント派遣制度開始 身近なまちづくり支援制度開始 世田谷区総合文化祭開催	街づくり条例制定 区内初の建築協定成立（下馬三丁目） せたがやトラスト協会設立（後に世田谷トラストまちづくりとなる） ふれあい公社設立（後に社会福祉協議会となる）
1990年代	区民センター、地区会館、区民集会所等の整備	まちづくりリレーイベント開催 世田谷まちづくりファンド設立 27出張所単位に「身近なまちづくり推進協議会」設置 市民緑地「岡本3丁目西谷戸の森」外、以後開放 全小・中学校に学校協議会設置	地域行政制度開始、5地域に総合支所設置 世田谷まちづくりセンター設置（都市整備公社内） 世田谷区コミュニティ振興交流財団設立（後にせたがや文化財団となる）
2000年代～	地域共生の家（世田谷トラストまちづくり） ふれあいの家（社会福祉協議会）	地域保健福祉等推進基金設立 子ども基金設立 安全安心まちづくり協議会発足 区民の安全安心まちづくり活動支援事業開始 総合型地域スポーツクラブ発足 安全・安心まちづくりカレッジ開校 なかまちNPOセンター開設 地域運営学校の設置開始 災害時要援護者支援事業開始 せたがや生涯現役ネットワーク設立 子ども安全ボランティア事業の実施 地域の絆推進事業の実施	成年後見支援センター開設 27地区にまちづくりセンター開設（再編） 27地区に社会福祉協議会設置 27地区にあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）設置 せたがや自治政策研究所（政策研究担当課）を設置

地方自治法改正（平成23年8月）と基本構想との関係について

1 地方自治法改正による基本構想の定め削除

地方自治法第2条第4項【※改正前】

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

2 基本構想と区の計画との関係を定める個別法改正（例）

計画名	個別法における規定【※改正前】
世田谷区一般廃棄物処理基本計画	市町村は、 地方自治法第2条第4項の基本構想に即して 、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
世田谷区地域保健医療福祉総合計画	市町村は、 地方自治法第2条第4項の基本構想に即し 、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。（社会福祉法）
せたがやノーマライゼーションプラン（世田谷区障害者計画）	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、 地方自治法第2条第4項の基本構想に即し 、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。（障害者基本法）
第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	市町村は、 地方自治法第2条第4項の基本構想に即して 、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。（老人福祉法）

3 地方自治法改正後に基本構想を議決事件としている事例

地方自治法改正により、議会の議決を経て基本構想を策定する義務が撤廃されたが、その後、基本構想の策定について議会の議決事件として条例で規定している事例がある。

※別紙「南さつま市基本構想の議会の議決に関する条例」

○南さつま市基本構想の議会の議決に関する条例

平成 23 年 6 月 30 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、南さつま市基本構想(南さつま市の将来像と施策の大綱を定めたものをいう。以下同じ。)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件として定めることにより、南さつま市基本構想が南さつま市の団体意思の決定であることを明らかにし、もって南さつま市における総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

(議決事件)

第 2 条 議決事件は、南さつま市基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号。以下「一部改正法」という。)中地方自治法第 2 条第 4 項の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に一部改正法による改正前の地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき策定されている基本構想については、第 2 条の規定による議決を受けて策定された基本構想とみなして、第 2 条の規定(策定に係る部分を除く。)を適用する。